

3 福祉・医療の充実

① 障害者福祉

○重度心身障害者（児）医療給付改善事業（障害者福祉推進課）

4,500,000千円（R1 4,400,000千円）

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。なお、令和2年度中に精神障害者を対象に加えます。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳 ㊤、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[対象経費] 医療給付費に係る自己負担額等
(入院1日・通院1回につき300円の利用者負担)

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

○障害者就業・生活支援センター事業（障害福祉事業課、産業人材課）

150,301千円（R1 149,102千円）

障害者の自立を促進するため、障害者に身近な地域で生活面と就業面等で一体的に支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置・運営します。

[設置数] 16か所

[事業内容]

- ・生活習慣の形成など日常生活の自己管理・地域生活・生活設計に関する助言等
- ・就職活動・職場定着等に向けた支援、企業に対する雇用管理上の助言等

○障害者グループホーム等に対する支援（障害福祉事業課）

498,628千円（R1 458,256千円）

障害者の地域移行の受け皿となるグループホーム等を支援するため、運営費や家賃などを補助するほか、支援ワーカーによる相談支援を行います。

[事業内容]

1 運営費補助 238,338千円（R1 216,966千円）

[対象経費] ホームの運営に要する人件費、運営費等の経費

[補助率] 県1/2、市町村1/2

2 家賃補助等 200,000千円（R1 181,000千円）

[対象者] ホームを利用する者のうち、特に収入の少ない者

[補助率] 県1/4、市町村1/4

3 相談支援等 60,290千円（R1 60,290千円）

県内13障害保健福祉圏域に支援ワーカーを配置

○障害者の工賃アップのための事業（障害福祉事業課）35,398千円（R1 35,398千円）

県内の就労支援事業所等における工賃水準の向上を図るため、商品の販路拡大や新商品開発等に取り組む事業所を支援します。

[事業内容]

- ・販路や受注を拡大するための合同販売会の開催
- ・障害者就労施設等の効率的な運営のための研修、相談
- ・農福連携による障害者の就農促進に向けた技術指導、現場実習 等

○発達障害者支援センター運営事業（障害福祉事業課） 60,400千円（R1 60,436千円）

地域での発達障害者支援機能の強化を図るため、発達障害のある方に対する支援を総合的に行う「発達障害者支援センター」に、地域支援マネージャーを配置し、医療機関等との連携や事業所などへの個別支援等を行います。

また、行動障害者に対する支援の質の向上を図るため、県が実施している研修を修了した者を行動障害者支援サポーターとして県内施設等へ派遣し、支援に係る助言・指導等を行います。

[事業内容]

- 1 発達障害者支援センター運営業務委託 48,400千円（R1 48,436千円）
- 2 発達障害者支援体制等整備事業 12,000千円（R1 12,000千円）
 - ・医療機関等との連携及び事業所支援等 10,240千円
 - ・行動障害者支援サポーター派遣事業 1,760千円

○てんかん診療連携体制整備事業【新規】（障害者福祉推進課） 3,000千円

てんかん診療拠点機関を県が指定し、治療や相談支援を行うとともに、てんかんに関する普及啓発や県内の診療連携体制の構築を図ります。

[事業内容]

相談窓口等の設置

○千葉リハビリテーションセンター再整備事業（障害福祉事業課）

50,373千円（R1 64,000千円）

（債務負担行為 287,000千円）

開設から38年経過し、施設・設備が老朽化しているほか、居室や訓練室等のスペースが不足しているため、県民ニーズに対応できるよう、建替えに向けて地質調査を行うとともに、基本設計等を行うため、債務負担行為を設定します。

[事業内容]

- 1 地質調査等 50,373千円
- 2 基本設計等業務委託（債務負担行為 287,000千円）

② 高齢者福祉

○介護人材確保対策事業（健康福祉指導課） 336,538千円（R1 309,317千円）

介護人材の確保・定着を図るため、新規就業や介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護職の魅力発信、外国人介護人材の就業促進などに総合的に取り組みます。

[主な事業]

1 介護人材就業促進対策 177,176千円（R1 188,032千円）

介護の職場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた支援等を行います。

[補助率] 市町村 3/4、事業者 10/10 等

[補助対象] 市町村、事業者 等

2 介護の未来案内人事業 8,000千円（R1 8,000千円）

県内介護施設等に従事する若手介護職員を「介護の未来案内人」として委嘱し、県内高等学校等への派遣やSNSの活用などを通じて、介護職の魅力を発信します。

3 介護に関する入門的研修委託事業 5,756千円（R1 5,285千円）

介護人材のすそ野の拡大に向け、介護未経験者を対象とした入門的研修を実施します。また、研修修了者に対し、職場体験の実施や介護事業所とのマッチングまでの支援を行います。

4 外国人介護職就業促進事業 145,606千円（R1 108,000千円）

介護施設への外国人介護福祉士等の就業を促進するため、外国人介護人材支援センターを設置し相談支援等を行うとともに、留学生受入プログラム等を実施します。

(1) 千葉県外国人介護人材支援センター運営事業 28,362千円

- ・相談窓口の設置及び巡回相談の実施
- ・施設向けの労務研修やセミナー等の開催
- ・外国人介護職員等の交流会の実施 等

(2) 千葉県留学生受入プログラム 81,994千円

① マッチング支援

留学生と介護福祉士養成施設や介護施設等とのマッチングを適切に行うため、情報収集やコーディネート等を実施します。

② 学費及び居住費の支援

留学前及び留学後の日本語学校の学費や、介護福祉士養成施設に在学中も含めた留学中の居住費に対して、介護施設が負担する経費の一部を助成します。

[補助基準額] (学費) 留学前2万円/月(6か月)、留学後5万円/月(1年)

(居住費) 3万円/月(3年)

[補助率] 1/2

(3) 外国人技能実習生への日本語学習支援 35,250千円

介護施設が負担する外国人技能実習生の日本語学習に係る費用について助成します。

[補助基準額] 235千円 [補助率] 10/10

○老人福祉施設整備事業補助（高齢者福祉課） 4,008,900千円（R1 2,718,400千円）
（債務負担行為 2,555,000千円）
（R1 債務負担行為 5,046,000千円）

特別養護老人ホーム及び老人短期入所居室等の創設等に要する経費に対し助成します。

[実施主体] 市町村、社会福祉法人

[補助単価] 4,500千円/床（特別養護老人ホーム）、800千円/床（老人短期入所居室）
3,000千円/床（養護老人ホーム）

[整備床数] 620床（特別養護老人ホーム）、60床（老人短期入所居室）

○介護基盤整備交付金事業（高齢者福祉課） 2,724,000千円（R1 2,854,000千円）

地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等の介護施設の整備に要する費用について、市町村に対し助成します。

[補助対象] 地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等

[限度額] 地域密着型特別養護老人ホーム 4,500千円×定員数

小規模多機能型居宅介護事業所 1施設 33,600千円 等

[整備床数等] 地域密着型特別養護老人ホーム 58床

小規模多機能型居宅介護事業所 25施設 等

○特別養護老人ホーム等の開設準備支援等事業（高齢者福祉課、医療整備課）

2,497,444千円（R1 1,982,800千円）

特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の介護施設が開設前に行う職員雇用や広報等の準備経費に対し助成します。

[補助対象] 特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 等

[限度額] 特別養護老人ホーム 839千円×定員数

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1施設 14,000千円 等

[整備床数等] 特別養護老人ホーム 1,807床

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 20施設 等

○介護ロボット導入支援事業（高齢者福祉課） 64,000千円（R1 64,000千円）

介護事業所における人材確保を図るため、介護従事者の負担を軽減する介護ロボットの導入を行う事業者に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 300千円（1機器あたりの上限額）

[補助率] 1/2

○介護事業所におけるICT導入支援事業【新規】（高齢者福祉課） 16,800千円

介護事業所における業務の効率化を図るため、介護記録や介護報酬の請求等を一体的に管理できる介護ソフトなど業務の効率化に資するICTの導入に対して助成します。

[補助対象施設] 民間の特別養護老人ホーム等

[補助額] 300千円（1事業所あたりの上限額）

[補助率] 1/2

○元気高齢者の活躍サポート事業（高齢者福祉課） 10,139千円（R1 10,139千円）

高齢者の社会参加を促すとともに、高齢者が地域の担い手として活躍できるよう、生活支援の担い手の養成等を行う事業に対し助成します。

[補助対象] 高齢者を含むNPO法人等

[補助額] 700千円×14団体

○サービス付き高齢者向け住宅整備補助事業（住宅課） 270,000千円（R1 270,000千円）

サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス事業所及び医療機関等との連携が図られているなど、より良質な住宅を整備する場合に、国の補助に加え県単独の上乗せ補助を行います。

[補助対象]

国の補助金を受けて整備し、介護サービス事業所及び医療機関との連携が図られている住宅

[補助率]

（新築）住宅建設費の1/20（675千円/戸上限）

（改修）住宅改修費の1/6（900千円/戸上限）

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所を併設するものは、新築：1/10（1,350千円/戸上限）、改修：1/3（1,800千円/戸上限）

○認知症対策支援事業（高齢者福祉課）

112,408千円（R1 99,128千円）

認知症に対する地域でのサポート体制の構築や各種相談等の総合的対策を実施するとともに、医療・介護の連携による支援体制の構築を図ります。

[主な事業]

1 認知症疾患医療センター運営事業 54,520千円（R1 36,520千円）

認知症治療の中核病院として、県が指定した「認知症疾患医療センター」において、鑑別診断や急性期治療、専門的な相談対応に加え、新たに、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携しながら、日常生活を円滑に送るための相談支援等を行います。

[委託先] 認知症治療の中核としての機能を持つ病院 10病院

2 認知症相談支援事業 5,798千円（R1 5,763千円）

ちば認知症相談コールセンターを設置し、認知症の各種相談を実施するとともに、認知症の人やその家族を支援するための交流会を実施します。

- ・ちば認知症相談コールセンター運営事業 4,998千円
- ・認知症高齢者をかかえる家族交流事業 800千円

3 若年性認知症支援事業 5,420千円（R1 4,745千円）

若年性認知症患者への就労、福祉サービスや健康・医療に関する支援等を行うため、コーディネーターを配置するとともに、ピアサポートを実施します。

4 医療・介護人材育成事業 40,182千円（R1 41,159千円）

認知症患者と家族を支援する体制を構築するため、医療・介護分野等において認知症に精通した人材を育成します。

- ・認知症サポート医等養成研修事業 9,407千円
- ・市民後見推進事業 19,876千円
- ・ちばコグニサイズ普及事業 5,300千円 等

5 認知症普及啓発事業 3,502千円（R1 2,680千円）

認知症になっても地域で暮らせるよう、認知症サポーター等の養成や認知症への正しい理解を促進するための啓発等を行います。

- ・認知症サポーター等養成講座 2,384千円
- ・チームオレンジちば促進事業 450千円
- ・認知症チェックリストの作成 308千円 等

③ 社会福祉

○千葉県社会福祉センター整備事業（健康福祉指導課） 7,845千円（R1 181,420千円） （債務負担行為 3,188,000千円）

社会福祉活動の推進や災害時のボランティア活動の拠点としての機能を強化するため、新たな社会福祉センターについて、建替えのための建設工事に着手します。

[整備スケジュール]

平成29～30年度：基本設計、地質調査 等

令和元年度：実施設計 等

令和2～4年度：建設工事

[供用開始] 令和4年度中

[事業内容] 建設工事 3,045千円

家屋事前調査 4,800千円

○生活困窮者自立支援事業【一部新規】（健康福祉指導課）55,853千円（R1 35,873千円）

生活困窮状態からの脱却を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、離職により住居を失った生活困窮者に対する給付金の支給や就労支援等を行うとともに、生活保護世帯等の児童・生徒に対する学習支援等を行います。

[事業内容]

1 住居確保給付金 860千円

[支給対象者] 離職後2年以内かつ65歳未満であって、住居がないか、失うおそれのある者

[支給額] 生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠した額

[支給期間] 原則3か月間（3か月延長可能、最大9か月まで）

2 家計改善支援事業【新規】 5,452千円

家計改善を図るため、家計相談や家計計画表の作成支援等を行います。

3 就労準備支援事業 22,502千円

生活習慣の形成や就労体験など、就労に向けた支援を行います。

4 子どもの学習・生活支援事業 27,039千円

生活保護世帯や就学援助世帯の小中学生等に対し、学びの場を提供するとともに、新たに、相談支援員を配置し、生徒等の生活習慣の改善に関する助言等を行います。

[対象地区] 県内の全17町村

[対象者] 小学校4年生～高校3年生

○中核地域生活支援センター事業（健康福祉指導課） 308,574千円（R1 306,824千円）

全ての県民を対象とした福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、関係機関への連絡・調整等を行います。また、印旛ほか5圏域では、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の自立相談支援事業を併せて行います。

[設置箇所] 健康福祉センター圏域ごと・計13か所

[委託先] NPO法人・社会福祉法人等

○福祉タクシー導入促進事業（健康福祉指導課） 70,000千円（R1 70,000千円）

高齢者や障害者など、交通弱者の交通手段の確保充実を図るため、福祉タクシー車両導入に必要な経費を助成します。

[補助対象] 福祉タクシー購入経費

[補助率] 1/3

[上限額] スロープ車：600千円/台、リフト装着車：800千円/台

④ 医療・健康

○医師確保関係事業（医療整備課） 959,000千円（R1 952,700千円）

地域医療を安定的に提供するため、医師の確保と県内への定着を図ります。

[事業内容]

1 医師修学資金貸付事業 624,000千円

医師確保を図るため、大学在学中の医学部生に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付コース]

①長期支援コース 477,600千円

貸付対象：県内の大学医学部、県外の大学医学部（知事の指定する大学に限定）の学生

貸付月額：公立大学 15万円、私立大学 20万円

②ふるさと医師支援コース 144,000千円

貸付対象：県外の大学医学部の学生（大学の限定なし）

貸付月額：一律 15万円

③産科医志望加算枠 2,400千円

貸付対象：①及び②の貸付者のうち将来的に産科医を希望する4年次以上の学生
（山武長生夷隅医療圏などの産科医の不足する医療圏への就業が条件）

加算月額：一律 5万円

2 ちば若手医師キャリア形成支援事業 33,000千円

地域で働く医師の確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を図るため、診療科別コースの策定や専門医研修指導医の派遣等を実施します。

①診療科別コースの策定 16,000千円

②専門医研修指導医の派遣 14,700千円

③専門研修医を呼び込むためのセミナーの開催 2,300千円

3 医師キャリアアップ・就職支援センター事業 51,000千円

若手医師の県内定着を図るため、医師キャリアアップ・就職支援センターを設置し、医師のキャリア形成支援や就業支援に向けた情報提供や相談業務、医療技術研修を実施します。

4 医師少数区域等医師派遣促進事業 130,000千円

医師の地域偏在改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足を解消するため、医師に余裕のある医療機関が医師少数区域等の医療機関に医師を派遣する場合に助成します。

[補助基準額] 医師1人あたり1,250千円/月（上限）

[負担割合] 県2/3、派遣先医療機関1/3

5 産科医・女性医師等の就労支援促進事業 121,000千円

産科医・助産師に支給される分娩手当や出産・育児等による女性医師の離職防止・復職支援の取組に対し助成します。

○保健師等修学資金貸付事業（医療整備課） 417,800千円（R1 377,300千円）

地域医療に従事する看護師等の確保対策を強化するため、看護師等養成所などの学生のうち、卒業後県内に就業しようとする者に対して修学資金を貸し付けます。

[貸付対象] 看護師等養成所などに在学する者で、将来県内において看護師等の業務に従事しようとする者

[貸付枠] 590名（うち特別枠10名）

[貸付額] 看護師・保健師 月額 民間立18,000円、公立16,000円

准看護師 月額 民間立10,500円、公立 7,500円

特別枠※ 月額 36,000円

※香取海匝医療圏・山武長生夷隅医療圏の病院・診療所への就職を希望する場合

○救命救急センター運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

1,147,952千円（R1 1,009,737千円）

救命救急センターの運営費及び施設設備費に対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 895,578千円

[対象施設] 救命救急センター 8病院

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

2 設備整備費補助 252,374千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○小児救急電話相談事業（医療整備課）

84,000千円（R1 84,000千円）

夜間の小児の急病時に保護者等の不安を解消するとともに、不要・不急の受診を減らし、小児救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や小児科医による夜間電話相談を実施します。

[委託先]（公社）千葉県医師会

[業務内容]

相談員の配置 看護師2～3人、小児科医1人

相談日時 午後7時～午前6時（毎日）

○救急安心電話相談事業（医療整備課）

44,880千円（R1 25,833千円）

（債務負担行為 90,000千円）

救急医療体制の負担を軽減するため、看護師や医師による夜間・休日の電話相談について、相談時間を延長して実施します。

[委託先] 一般競争入札により決定

[業務内容]

相談員の配置 看護師2人以上及びバックアップ医師1人以上

相談日時 月～土：（R1まで）午後6時～午後11時（R2以降）午後6時～午前6時

日祝日：（R1まで）午前9時～午後11時（R2以降）午前9時～午前6時

○小児二次救急医療対策事業（医療整備課）

124,340千円（R1 116,631千円）

毎夜間・休日における小児救急患者に係る救急医療体制を確保します。

[事業内容]

1 小児救急医療拠点病院運営事業 90,108千円

[対象施設] 小児二次救急医療拠点病院 3施設

[補助率] 2/3

[補助基準額] 1病院当たり 46,227千円

2 小児救急医療支援事業 34,232千円

[対象施設] 小児二次救急支援病院 4市1組合

[補助率] 1/2

[補助基準額] 休日昼間及び夜間 26,310円×診療日数

電話相談実加算 14,838円×診療日数

○ドクターヘリ運営事業（医療整備課） 501,977千円（R1 497,953千円）

救命救急センターに常駐するドクターヘリの運航に要する経費に対し助成します。

[補助率] 10/10（国1/2、県1/2）

[補助先] 日本医科大学千葉北総病院、君津中央病院

○地域中核医療機関整備促進事業（医療整備課） 205,771千円（R1 253,523千円）

地域医療提供体制の確保を図るため、地域の中核的医療機能や救急・小児・がんなどの特殊医療機能を担う医療機関の整備に対し助成します。

[対象施設] 公的医療機関

[対象事業] 地域の中核医療施設・特殊医療施設の新築・増改築

[補助率] 1/3

[補助先] 鴨川市立国保病院

○周産期医療施設等運営費補助、施設設備整備費補助（医療整備課）

1,018,393千円（R1 1,014,628千円）

妊娠・分娩時の母子の安全を確保するため、周産期医療施設の運営費及び設備整備費に対して助成します。

[事業内容]

1 運営費補助 987,110千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

[補助先] 総合周産期母子医療センター 3病院、地域周産期母子医療センター 8病院

2 設備整備費補助 31,283千円

[補助率] 2/3（国1/3、県1/3）

○周産期医療ネットワーク事業（医療整備課） 21,911千円（R1 21,911千円）

周産期における妊婦の救急搬送体制を確保するため、総合周産期母子医療センターにオペレーターを配置し、24時間体制で受け入れ可能な病院情報を収集し、救急医療を必要とする妊産婦の搬送先の調整を行います。

○病院内保育所運営事業（医療整備課） 413,700千円（R1 456,200千円）
看護師等の県内定着や再就業を支援するため、医療機関が運営する保育施設の運営費に助成します。
[対象施設] 県内医療機関 90施設
[補助率] 2/3 等

○看護師等養成所運営費補助（医療整備課） 340,500千円（R1 341,000千円）
看護師等の確保を図るため、看護師等養成所の運営費に対して助成します。
[対象施設] 国公立以外の看護師等養成所（15校・17課程）
[対象経費] 専任教員給与費、生徒用教材費、事務職員給与、図書費、維持補修費 等
[補助率] 課程、学生数等に応じた定額

○東千葉メディカルセンター助成事業（健康福祉政策課） 718,300千円（R1 718,300千円）
救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核的医療機関としての役割を担う東千葉メディカルセンターの整備費用を支援します。
[支援内容]
・施設整備に係る起債償還費用 718,300千円（H26～R5：総額7,183百万円）

○病院事業会計負担金（健康福祉政策課） 14,248,531千円（R1 13,347,966千円）
県立病院が良質な医療を安定的に県民に提供していくために必要な経費を負担します。

○がんセンター施設整備事業（経営管理課） 5,549,440千円（R1 24,450,727千円）
（債務負担行為 2,783,000千円）

【特別会計病院事業】

建物の老朽化や狭隘化などを解消するため、がんセンターの新棟建設工事を進めるとともに、開院に必要な医療機器等の導入を行うほか、既存病棟の改修工事を実施します。

[整備概要] 新棟建設・既存病棟改修（延床面積 約 56,000 m²、病床数 450 床）

工期（予定）：新棟建設 H29～R2 年度、既存病棟改修 R2～R3 年度

[主な内容]

・既存病棟改修工事 330,396 千円（債務負担行為 2,758,000 千円）

・開院準備支援事業 25,230 千円（債務負担行為 25,000 千円）

既存病棟改修による研究機能移転等に伴う医療情報システムの構築や、新規に調達する医療機器、什器備品の精査及び移転準備を行います。

・新棟医療機器等整備事業 5,185,361 千円

新病棟開院に伴い必要な医療機器や什器備品の調達を行います。

○（仮称）千葉県総合救急災害医療センター施設整備事業（経営管理課）

3,551,024千円（R1 49,534千円）

【特別会計病院事業】

建物の老朽化・狭隘化が進んでいる救急医療センター及び精神科医療センターについて「（仮称）千葉県総合救急災害医療センター」として統合し、精神保健福祉センターを同一施設内に整備するための実施設計等を引き続き行います。

[整備概要] 新病院建設（延床面積 約 19,900 m²、病床数 150 床）

工期（予定）：R2～R4 年度

[事業内容]

・建設用地取得 2,469,474 千円

・実施設計 220,100 千円

・土地造成工事 836,217 千円

・新病院開設準備支援事業 25,233 千円

新病院開院に伴う医療情報システムの構築や医療機器その他備品等の調達、院内における業務委託の検討、移転計画の策定等を行います。

○在宅歯科・口腔保健推進事業（健康づくり支援課） 61,167 千円（R1 60,248 千円）

地域における在宅歯科診療や口腔保健の普及向上を図るため、医療機器の整備に対する助成や在宅歯科医療連携室の設置、歯科衛生士等の人材確保、育成等を実施します。

[主な事業]

1 在宅歯科診療設備整備事業 30,000 千円

病院又は診療所の開設者が、在宅歯科診療を実施するための設備整備に対し助成します。

・基本設備

[補助率] 2/3

・安全設備

[補助率] 1/2

2 在宅歯科医療連携室整備事業 4,861 千円

・在宅歯科診療を希望する患者等の相談窓口の開設、在宅歯科診療を担う歯科医師育成のための研修会 等

3 歯科・口腔保健に携わる人材の確保・育成 10,385 千円

・障害児への摂食嚥下指導やがん患者をはじめとする有病者に対する歯科治療等に関する歯科医師等への研修

・摂食嚥下や口腔ケアに関する多職種連携や人材育成に関する研修

・未就業の歯科衛生士の復職支援研修 等

4 口腔機能維持向上普及啓発事業 5,000 千円

高齢者の口腔機能の低下防止を図るため、県民向けの啓発イベントなど、口腔機能維持の普及啓発を行います。

○歯科衛生士就職準備金貸付事業（医療整備課） 15,000千円（R1 15,000千円）

訪問歯科診療を支える歯科衛生士を確保し、地域偏在等を解消するため、歯科衛生士養成施設を卒業後、県内の歯科診療所等に就職する学生へ就職準備金を貸し付けます。

[事業内容]

1 特定地域※の歯科診療所等に就職する場合

※香取海匠・山武長生夷隅・安房・君津・市原医療圏

[貸付額] 35 万円以内（1 回を限度）、[貸付枠] 20 人

2 特定地域以外の地域の歯科診療所等※に就職する場合

※歯科衛生士が一人もいない歯科診療所等に限る。

[貸付額] 17.5 万円以内（1 回を限度）、[貸付枠] 40 人

○がん対策事業（健康づくり支援課） 179,913千円（R1 175,535千円）

「千葉県がん対策推進計画」に基づき、がん予防から早期発見、質の高いがん医療の提供や緩和ケアまで総合的かつ計画的ながん対策を推進します。

[主な事業]

- 1 **がんの予防・早期発見推進事業** 2,629千円（R1 3,516千円）
がん発見技術の向上を図るため、がん検診に携わる医療従事者に対して研修を実施するとともに、県民に対し、がん検診の重要性を周知します。
- 2 **地域統括相談支援センター事業** 6,835千円（R1 5,240千円）
がん経験者であるピアサポーターを通じた相談支援の充実を図るため、ピアサポーターの養成や活動支援を行います。
- 3 **緩和ケア推進強化事業** 3,855千円（R1 3,021千円）
緩和ケアを希望するがん患者やその家族のため、医療・介護従事者との意見交換会の実施や医療機関等の情報提供、緩和ケアに取り組む老人ホーム等への支援等を実施します。
- 4 **地域がん診療連携拠点病院等機能強化事業** 145,000千円（R1 145,000千円）
地域がん診療連携拠点病院等が行う病院間のネットワークづくりや相談支援、普及啓発、医師の研修の実施等に係る費用に対して助成します。
[基準額] 地域がん診療連携拠点病院 15,000千円
地域がん診療病院 10,000千円

○自殺対策推進事業（健康づくり支援課） 88,705千円（R1 87,064千円）

自殺による死亡率の減少を図るため、相談支援体制を確保するとともに、普及啓発を実施します。

1 **県実施事業** 18,705千円

[主な事業]

- ・利用しやすい相談窓口の開設 4,307千円
- ・自死遺族支援事業 1,748千円
- ・自殺未遂者総合支援事業 8,250千円
- ・救急病院に勤務する医療従事者に対する自殺対策研修 1,134千円
- ・県民等に対する啓発・情報提供 2,400千円

2 **市町村や団体の相談、普及啓発事業に対する支援** 70,000千円

○元気ちば！健康チャレンジ・ポイント事業【新規】（健康づくり支援課） 8,000千円

県民の健康づくりへの意識向上を図り、その取組みを促進するため、市町村が実施する健康診断を受診した場合や、健康づくりのためのイベントに参加した場合に、健康ポイントを付与し、一定以上のポイントを貯めると各種サービスが受けられる制度を新たに導入します。

〔対 象〕市町村が実施する健康事業への参加者

〔実施方法〕①市町村が実施する健康事業へ参加し、ポイントを貯める

②一定以上のポイントを貯めた後、「(仮称) 元気ちば！チャレンジカード」を申請する

③協賛事業者は協賛ステッカー等を掲示し、各種サービスを提供する

④カード受領者は協賛店でカードを提示し、サービスを受ける

⑤ 社会保障費

○社会保障費 311,361,952千円 (R1 297,164,289千円)

1 補助事業 296,488,368千円 (R1 282,637,938千円)

[主な事業]

・生活保護事業（健康福祉指導課） 5,607,000千円 (R1 5,673,000千円)

生活保護法に基づき、生活困窮者の保護に要する費用を負担します。

1 郡分扶助費 3,810,000千円 (R1 3,810,000千円)

町村に居住する被保護者に係る生活保護支弁額を負担します。

[負担割合] 国3/4、県1/4

2 市分負担金 1,797,000千円 (R1 1,863,000千円)

市が支弁した居住地の明らかでない被保護者に係る保護費用を負担します。

[負担割合] 国3/4（市町村に直接交付）、県1/4

・難病医療費助成事業（疾病対策課） 6,200,000千円 (R1 5,700,000千円)

原因不明の難病のうち国が定めた疾患について医療費を負担します。

[負担割合] 国 1/2、県 1/2

[対象疾患] 333疾患

・児童手当支給事業（子育て支援課） 13,630,000千円 (R1 13,820,000千円)

中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。

[支給額] 3歳未満 月額15,000円

3歳以上 第1子、第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円

中学生 月額10,000円

所得制限家庭（年収960万円程度） 月額5,000円

[負担割合] 国2/3、県1/6、市町村1/6 等

- ・ **保育所等への運営費の給付〔再掲〕（子育て支援課）** 23,000,000千円（R1 18,700,000千円）

認定こども園・保育所等の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対象〕 私立の認定こども園、保育所等

〔負担割合〕 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **小規模保育等への運営費の給付〔再掲〕（子育て支援課）**

2,971,000千円（R1 3,000,000千円）

地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対象〕 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者

〔負担割合〕 国（直接）1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **幼児教育・保育無償化の実施〔再掲〕（子育て支援課、学事課）**

13,303,300千円（R1 5,950,000千円）

保育所・認定こども園・私立幼稚園等の無償化に要する経費の一部を負担します。

〔対象施設〕

 - ・ 認定こども園・保育所等〔再掲〕 8,000,000千円
 - ・ 小規模保育事業を行う事業所等〔再掲〕 3,300千円
 - ・ 私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度未移行） 5,000,000千円
 - ・ 認可外保育施設等 300,000千円

〔対象経費〕 満3歳未満（住民税非課税世帯に限る）又は3歳～5歳の子どもの利用料
ただし、対象施設や子どもの年齢によって月額上限あり

〔負担割合〕 国1/2（市町村への直接補助）、県1/4、市町村1/4

- ・ **多様なニーズに対応した子育て支援〔再掲〕（子育て支援課）**

2,526,000千円（R1 2,324,000千円）

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、多様な子育てニーズに対応した事業に対し助成します。

〔負担割合〕 国1/3(直接)、県1/3、市町村1/3

- ・ **障害者自立支援給付費負担金（障害福祉事業課）** 23,136,000千円（R1 21,775,000千円）
 障害者総合支援法に基づき、介護給付・訓練等給付等に要した経費を負担します。
 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **自立支援医療事業（児童家庭課、障害者福祉推進課、障害福祉事業課）**
 10,154,000千円（R1 10,252,000千円）
 障害者総合支援法に基づき障害児者に対する公費負担医療に要した経費を負担します。

- ・ **障害児通所給付費負担金（障害福祉事業課）** 5,500,000千円（R1 6,000,000千円）
 児童福祉法に基づき市町村が実施する障害児通所給付の支給に要した経費を負担します。
 [負担割合] 国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・ **障害児施設措置費・障害児施設給付費負担金（障害福祉事業課）**
 1,834,000千円（R1 1,931,000千円）
 児童福祉法に基づき、障害児施設に入所した児童の保護、訓練等に要する経費を負担
 します。
 [負担割合] 国1/2、県1/2

- ・ **後期高齢者医療給付費負担金（保険指導課）** 49,700,000千円（R1 49,000,000千円）
 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の医療等に要した費用を負担
 します。
 [負担割合] 国4/12、県1/12、市町村1/12、千葉県後期高齢者医療広域連合6/12

- ・ **介護給付費県負担金（高齢者福祉課）** 63,000,000千円（R1 59,000,000千円）
 介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要した費用を負担します。
 [負担割合]（施設等給付費）国20%、県17.5%、市町村12.5%、保険料50%
 （居宅給付費）国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%

- ・ **地域支援事業交付金（高齢者福祉課）** 3,792,000千円（R1 3,603,000千円）

介護保険法に基づき、介護が必要な状態になることを予防する事業等に要する費用を交付します。

[負担割合]

 - ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 国25%、県12.5%、市町村12.5%、保険料50%
 - ・ 包括的支援事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%
 - ・ 任意事業 国38.5%、県19.25%、市町村19.25%、保険料23%

- ・ **特別会計国民健康保険事業繰出金（保険指導課）** 32,600,000千円（R1 33,400,000千円）

国民健康保険法に基づき、県と市町村で行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険事業運営に必要な金額を一般会計から特別会計へ繰出します。

- ・ **国保経営安定化対策事業（保険指導課）** 14,180,000千円（R1 14,400,000千円）

国民健康保険法に基づき、保険料（税）の軽減や保険財政基盤の強化に要した費用を負担します。

2 県単独事業 14,873,584千円 (R1 14,526,351千円)

[主な事業]

・ 重度心身障害者（児）医療給付改善事業〔再掲〕（障害者福祉推進課）

4,500,000千円 (R1 4,400,000千円)

重度心身障害者（児）の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。なお、令和2年度中に精神障害者を対象に加えます。

[対象者] 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳④、Aの1、Aの2、
精神障害者保健福祉手帳1級の保持者

[対象経費] 医療給付費に係る自己負担額等

(入院1日・通院1回につき300円の利用者負担)

[負担割合] 県1/2、市町村1/2

・ 子ども医療費助成事業〔再掲〕（児童家庭課） 6,700,000千円 (R1 6,700,000千円)

子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。

[実施主体] 市町村

[負担割合] 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

[助成対象] 入院 中学校3年生まで

通院 小学校3年生まで

[自己負担] 入院1日、通院1回につき300円

[支給方法] 現物給付

・ ひとり親家庭等医療費助成事業〔再掲〕（児童家庭課）483,000千円 (R1 317,000千円)

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。なお、令和2年度中に、これまでの償還払いから現物給付に変更するとともに、自己負担額を月1,000円から1日（回）あたり300円に変更し、受給者の利便性の向上や更なる負担軽減を図ります。

[対象者] ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童 等

[対象経費] 医療給付費に係る自己負担額等

改正前：通院・調剤1,000円／レセプト1件（月）、入院1食460円等

改正後：入院1日・通院1回につき300円、調剤無料

[負担割合] 県1/2、市町村1/2